

○国民健康保険特別会計
○歳入の事務費繰入金
令和2年度より約600万円多くなっているのはなぜか。

○令和2年度は、システム改修だけで、令和3年度は、事務費全額の繰入れをしたため。これは、国の繰入れ基準に基づいて行ったもの。

○一般被保険者高額医療費1億4,630万円が支払われているが、どのような病気が多いのか。

○糖尿病(人工透析)が県平均より多いと思われる。生活習慣病重症化予防対策事業の国保連合会負担金の内容は。

○糖尿病を初期で食い止めるようとする事業である。受診勧奨や糖尿病の重症化リスクの高い方に保健指導等を行っている。

○介護保険特別会計
○居宅介護住宅改修が昨年10月から受領委任払いとなり、利用者の負担軽減と

なったが、利用者からの声は届いているのか。

○申請は工務店や介護事業者が行うため、窓口で直接利用者の声を聞く機会が少ない。コロナ収束後は、工事完了後の現地確認を再開し、利用者の声を聴くよう努力していく。

○住宅改修の令和2年度令和3年度の件数は。

○令和2年度が23件、令和3年度が27件。

○浄化槽設置管理事業特別会計
○浄化槽設置数は70基が目標であるが、令和3年度の設置数は。

○20基。20基では少ないのではないかと。今後の対策は。

○訪問による啓発が令和3年度は56戸。今年度は、100戸を予定している。また、広報紙にバナー広告を掲載し、分担金10万2千円から設置でき、補助金最大30万円が受けられること等を周知している。その他



町の高度処理型浄化槽施工状況

全戸にチラシを配布している。

○関口茂八渠事業特別会計
○計画どおりの返還が難しい方への返還期間延長等の検討・計画はあるのか。

○返還期間を当初の計画より長く設定したり、その他の課題も今後検討していく。

○水道事業会計
○事業費用に関する事項で営業費用の業務費が前年対比で72.9%アップしている理由は。

○職員の異動による人件費、コンビニ収納業務委託料、コンビニ対応印刷製本費等の増によるもの。

ときがわ町決算に基づく健全化判断比率及び浄化槽設置管理事業特別会計・水道事業会計決算に基づく資金不足比率が、監査委員の意見を付けて報告された。

○審査の方法
○令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係担当課長から説明を求め審査した。

○審査の結果
○下表のとおり、一般会計等における健全化判断比率、公営企業等における資金不足比率が報告された。

○いずれの書類も適正に作成されており、また健全化判断比率・資金不足比率ともに問題ないと認められた。



健全化判断比率

Table with 3 columns: 健全化判断比率, 令和3年度, 早期健全化基準. Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率.

※「-」…赤字額がないため

資金不足比率

Table with 3 columns: 会計の名称, 資金不足比率, 経営健全化基準. Rows include 浄化槽設置管理事業特別会計, 水道事業会計.

※「-」…資金不足が生じていないため

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政状況を統一した指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために定められた。毎年、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。

- ①実質赤字比率
②連結実質赤字比率
③実質公債費比率
④将来負担比率

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

また、公営企業を営営する地方公共団体は、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

令和3年度一般会計、5特別会計の歳入歳出及び水道事業会計の決算について監査を行った。

○審査の方法
○各決算の事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠し、かつ、議決予算科目等に従って調製されているか、その計数は正確であるか、関係諸帳簿、証書類と照合しているかなど、例月出納検査、定期監査の結果を参考にするとともに、関係職員からの説明を求め審査した。

○審査の結果
○審査に付された各会計の歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、その他の書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、その内容についても予算額及び収入支出済額については検算し、関係諸帳簿、証書類等照合した結果、計数処理及び予算執行について適正であると認められた。

○令和3年度の一般会計及び特別会計はコロナ感染対策予算の影響を大きく受けた前年度に比べ歳入総額で5.5%減少、歳出総額も7%減少した。一般会計では、町税全体の徴収率が99.3%と効率的な徴収活動に努めた成果が表れている。若者定住化事業では、導入した集落支援員による空き家掘り起し事業が成果を出し始めている。また、藤坂分譲地整備工事が完了し現時点で全区画完売しており積極的な取り組みが評価できる。

○令和3年度の一般会計及び特別会計はコロナ感染対策予算の影響を大きく受けた前年度に比べ歳入総額で5.5%減少、歳出総額も7%減少した。一般会計では、町税全体の徴収率が99.3%と効率的な徴収活動に努めた成果が表れている。若者定住化事業では、導入した集落支援員による空き家掘り起し事業が成果を出し始めている。また、藤坂分譲地整備工事が完了し現時点で全区画完売しており積極的な取り組みが評価できる。

条例の制定・一部改正

○議案第40号
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の用に供する設備を取得した場合における固定資産税について、税条例の特例に関する条例を制定する。

○企業誘致を含めて一定の目標はあるのか。
○現在数値的な目標は掲げていない。全庁で連携を取りながら課題に対する姿勢や体制を作る。

○議案第41号
○職員の育児休業等に関する条例の一部改正
○令和3年8月10日付で人事院からなされた公務員人事管理についての報告及び同年9月9日付で埼玉県人事委員会からなされた人事管理に関する報告を踏まえ

○議案第48号
○第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
○保健師の欠員に伴い、速やかに新型コロナウィルスに関連する業務に従事する者を配置する必要があるため、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を改正する。

○一般公募をどのように行うのか。
○急を要するため公募期間を一週間とし、ホームページやハローワーク等に掲載する。